

治山・林道事業における測量、設計・解析等調査又は現場技術業務委託に 係る指名競争入札参加希望者調査事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、熊本県工事請負建設業者等選定要領（昭和42年9月30日制定）第5条第2項第4号の規定に基づき、「治山・林道事業における測量、設計・解析等調査又は現場技術の各委託業務に係る指名競争入札参加希望者の技術的適性（技術者確保状況等）を把握するため実施する調査」（以下「調査」という。）の事務の取扱いについて定める。

(調査の対象者)

第2 調査の対象者は、熊本県土木部監理課が所管する「熊本県入札参加者資格（測量・建設コンサルタント等）」を有する者又は当該資格を有する見込みのある者（以下「入札参加資格者」という。）で、熊本県が発注する治山・林道事業の測量、設計・解析等調査又は現場技術の各委託業務に係る指名競争入札参加を希望する者（以下「指名希望者」という。）とする。

(調査の実施)

第3 調査は、隔年制で実施し、中間年には新規の指名希望者及び業務追加を希望する指名希望者を対象とした調査を実施する。隔年及び中間年それぞれの調査時期は、土木部監理課が所管する「熊本県入札参加者資格審査申請要領（測量・建設コンサルタント等）」に準拠して実施するものとする。

(有効期間)

第4 調査結果の有効期間は、2年（調査を実施した年度の翌年度4月1日から翌々年3月31日まで）間とし、第3に規定する中間年の調査結果については、1年（調査を実施した年度の翌年度4月1日から翌年3月31日まで）間とする。

(調査のスケジュール)

第5 調査のスケジュールはおおむね以下のとおりとする。

- (1) 第4の期間前年度の1月中に調査実施の周知
- (2) " 2月中に受付
- (3) " 3月末に技術的適性等の結果の通知

(調査実施の周知)

第6 第5の(1)の周知は、以下によるものとする。

- (1) 熊本県公報登載
- (2) 熊本県ホームページ掲載
- (3) 一般社団法人熊本県測量設計コンサルタント協会への情報提供
- (4) 関係業界紙等への情報提供
- (5) その他

(書類の提出方法)

第7 調査に係る書類は、別に定める「治山・林道事業における測量、設計・解析等調査又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書記載等要領」（以下「記載等要領」という。）のとおりとし、提出方法は持参又は郵送（簡易書留）とする。

る。

(技術者確保状況等の把握)

第8 技術者確保状況等の把握は、記載等要領に定めるほか、以下によるものとする。

- (1) 指名希望者が入札参加資格者か否か確認する。
- (2) 「治山」又は「林道」の事業それぞれについて、別表「技術者該当区分」に基づき「地質・土質調査」、「測量」、「設計」又は「現場技術」の業務別に、技術者の確保状況を確認する。
- (3) 専門学校修了者については、技術者経歴書に記載された学校名に基づき、当該専門学校が旧専門学校令による専門学校か否かを確認する。
- (4) 治山事業の経歴は、国、県が発注する治山事業を対象とし、砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業等の治山以外の事業は経歴扱いとしない。
- (5) 「現場技術業務」の技術者が県内に勤務している体制にあるか確認する。

(調査結果の通知)

第9 調査結果は、文書及び電子データにより以下のとおり通知するものとする。

- (1) 指名希望者
- (2) 農林水産部林務関係課長
- (3) 各広域本部農林水産部長（県央広域本部を除く）
- (4) 各地域振興局農林部長

附 則

- 1 この要領は、平成16年12月1日から適用する。
- 2 適用の日前に行われる追加申請については、平成16年2月4日付け熊本県公報第11080号熊本県公告94号の例による。
- 3 この要領は、平成18年2月7日から適用する。
- 4 この要領は、平成20年1月23日から適用する。
- 5 この要領は、平成24年2月16日から適用する。
- 6 この要領は、平成26年1月22日から適用する。
- 7 この要領は、平成27年2月16日から適用する。
- 8 この要領は、令和元年（2019年）11月18日から適用する。

別表 技術者該当区分

(1) 地質・土質調査業務

技術者の名称	技術経歴
地質調査技師 同等以上	<p>当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 技術士の登録（総合技術監理部門（選択科目：森林一森林土木）又は森林部門（選択科目：森林土木））を受けた者</p> <p>(2) 博士（森林土木に該当する部門）</p> <p>(3) RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の登録（森林土木部門）を受けた者</p> <p>(4) 次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>①学校教育法による大学（短期大学を除く）又は旧大学令による大学を卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者</p> <p>②短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校を卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</p> <p>③学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む）後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上ある者</p>

(2) 測量業務等

技術者の名称	技術経歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

(3) 設計業務等

技術者の名称	技術経歴
主任技師 同等以上	<p>当該業務に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 技術士の登録（総合技術監理部門（選択科目：森林—森林土木）又は森林部門（選択科目：森林土木））を受けた者 (2) 博士（森林土木に該当する部門） (3) RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）の登録（森林土木部門）を受けた者 (4) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた者 (5) 次の各号のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者 ②専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者 ③高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上ある者

(4) 現場技術業務

技術者の名称	技術経歴
管理技術者 (技師 A)	<p>1 技術士（森林部門（選択科目：森林土木））の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(2) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた者であって森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者</p> <p>(4) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者</p> <p>(5) 高等学校卒であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者</p> <p>但し、上記2の(1)～(5)において森林土木部門の職務に従事した期間のなかで治山部門に従事した期間が4年以上ある者</p>
現場技術員 (技師 C)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上ある者</p> <p>但し、上記の(1)～(4)において、森林土木部門の職務に従事した期間のなかで、治山部門に従事した期間が4年以上ある者</p>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者</p> <p>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又は、これと同程度以上の知識及び技術を有する者</p>